

保育基本計画事業推進計画について（概要）

<計画策定の趣旨> 平成14年2月に策定した「川崎市保育基本計画」の具体的な事業実施の推進するため、当面平成18年度までの個別事業の実施目標を明らかにするもの。

<計画期間> 平成14年度～平成18年度を基本とするが、事業によっては平成19年度まで表記したものもある。

<計画の主な内容>

- ①**待機児童の解消（保育受け入れ枠の拡充）**
認可保育所 新築7か所、改築3か所、増築5か所の整備年次の明示
- ②**多様な保育サービスの充実**
長時間延長保育、休日保育等の実施場所、年次の明示
- ③**公立保育所の運営の見直し等**
 - ・基幹保育所、老朽保育所改修の整備年次の明示
 - ・民営化の計画年次の明示
- ④**子育て家庭に対する支援の充実**
一時保育、地域子育て支援センターの実施場所、整備年次の明示

<計画策定の留意事項>

- ①待機児解消や仕事と育児の両立支援、地域の子育て支援等に迅速に対応出来、効果の高いものを優先した。
- ②現時点で具体的に決定しているものはその内容を、調整中のものは可能な限り概要を掲載している。
- ③保育所の整備は既存の土地、施設を基本とし、または多様な整備手法によるものとし、新たな用地取得は極力控えた。
- ④公立保育所の見直しは、川崎市行財政改革プランとの整合を図りつつ計画したものである。

担当 健康福祉局児童部保育企画課 櫻井（電話 34201）